

船舶事故調査報告書

令和4年3月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（橋脚）
発生日時	令和3年8月22日 12時50分ごろ
発生場所	神奈川県横浜市鶴見区潮鶴橋（鶴見川） 井田方三等三角点から真方位350° 330m付近 （概位 北緯35° 30.4′ 東経139° 41.1′）
事故の概要	水上オートバイ F ^{エフ} X-H ^{エイチ} 0Ⅲは、旋回中、橋脚に衝突した。 FX-H0Ⅲは、同乗者が負傷し、船首部外板等に破損を生じた。
事故調査の経過	令和3年9月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ FX-H0Ⅲ、0.2トン 235-55791 神奈川、株式会社ケーエムシーコーポレーション 3.08m (Lr) × 1.17m × 0.68m、FRP ガソリン機関、125kW、令和3年5月
乗組員等に関する情報	船長 35歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成29年7月27日 免許証交付日 平成29年7月27日 （令和4年7月26日まで有効） 同乗者 20歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者）
損傷	船首部外板及びバンパーに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 水象：川面 平穏、潮汐 上げ潮の初期（横浜）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、後部座席に同乗者1人を乗せ、令和3年8月22日10時00分ごろ横浜市鶴見区所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出航し、京浜港横浜第1区を遊走した後、12時00分ごろ帰航の途についた。 船長は、往路時に通航した鶴見区大黒大橋下を東方に向けて通過したのち本件マリーナへの帰路である鶴見川の河口を通過し、京浜港横浜第4区の京浜運河に入って本件マリーナを探していたところ、周囲の状況から鶴見川を通過したことに気付き、同川河口に戻って同川を

上航した。

船長は、その後、本件マリーナのある大黒運河の入口を通り過ぎて鶴見区鶴見大橋下を通過したが、上流に向かって行けば本件マリーナにたどり着けると思って航行を続け、周囲の景色を確認したり、出航時に本件マリーナから渡された航走区域図を確認したりしたものの、本船がどこに居るのか分からなくなった。

船長は、潮鶴橋の手前付近で本件マリーナを通り過ぎたかもしれないと思い、同橋下中央の橋脚間を通過した後、下流側に引き返そうと約30～40km/hの対地速力で左旋回を始め、周囲の景色を確かめながら旋回を続けていたところ、12時50分ごろ、視線を船首方向に戻したとき、船首至近に橋脚を認めたものの避航措置を取る間もなく、本船が潮鶴橋の最も右岸側の橋脚に衝突し、船長及び同乗者が落水した。(写真1参照)



写真1 本船

船長は、動揺している同乗者を落ち着かせ、付近で停止していた本船に乗って同乗者に近寄り引き揚げたが、同乗者が右手首の痛みを訴えたので本件マリーナに連絡し、本事故の発生を伝えて救急車の手を依頼した。

船長は、本件マリーナの担当者から大黒運河入口の目印等を聞いて、本船を操縦して同乗者と共に本件マリーナに帰航し、同乗者は、救急車で病院に搬送され、右手首骨折と診断された。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

船長は、ボートや水上オートバイがレンタルできる会員制マリンクラブに登録し、本事故時、同クラブの加盟マリーナである本件マリーナから本船をレンタルして遊走していたが、本件マリーナを利用することも、京浜港横浜区を航行することも本事故時が初めてであった。

船長は、本船の操縦座席前に設けられた物入れにスマートフォンを入れていたが、遊走中のしぶきで船体や自身が濡れていたため、本件マリーナへの帰航時、同スマートフォンの地図アプリを使用していなかった。

	<p>本事故当時、船長及び同乗者は、共にベスト型の救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、鶴見川を上流に向けて本件マリナーを探しながら航行中、潮鶴橋下中央の橋脚間を通過した後、船長が、本件マリナーを通過したと思い、下流側に引き返そうと周囲の景色を確かめながら左旋回を続けたことから、同橋の最も右岸側の橋脚に向かって航行していることに気付くのが遅れ、船首至近に橋脚を認めたものの避航措置を取る間もなく、同橋脚に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件マリナーへの帰路及び本船の位置が分からなくなっていたことから、下流側に引き返そうと左旋回を始めた際、周囲の景色を確かめながら旋回を続けたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、鶴見川を上流に向けて航行中、潮鶴橋下中央の橋脚間を通過した後、船長が、本件マリナーを通過したと思い、下流側に引き返そうと周囲の景色を確かめながら左旋回を続けたため、同橋の最も右岸側の橋脚に向かって航行していることに気付くのが遅れ、同橋脚に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、旋回など進路を転じる場合、転進する方向も含め周囲の状況を確認して航行すること。 ・ 船長は、航行予定の海域や目的地までの経路等を事前に調査して出航すること。 ・ 水上オートバイの船長は、港内の運河や水路等で自船の位置を見失った場合、安全な場所に停止し、スマートフォン等により船位を確認したのち航行を開始すること。 ・ 水上オートバイの船長は、防水型又は防水パックに入れるなど防水措置が施されたスマートフォンを携行すること。

付図1 事故発生経過概略図

